

ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設

別表第1 大気基準適用施設（施行令別表第1）

施設の種類		施設の規模要件
1	焼結炉	焼結炉（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1t以上のもの
2	製鋼用電気炉	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が1,000kVA以上のもの
3	亜鉛回収施設	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋅炉、溶解炉及び乾燥炉であって原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上のもの
4	アルミニウム合金製造施設	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上のもの、溶解炉にあつては容量が1t以上のもの
5	廃棄物焼却炉	廃棄物焼却炉であつて、火床面積（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5㎡以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50kg以上のもの

別表第2 大気排出基準（施行規則別表第1，附則別表第2）（単位：ng-TEQ/㎡N）

施設の種類		焼却能力	新設施設基準 (H12.1～)	既設施設基準 (H14.12～)
1	焼結炉			0.1
2	製鋼用電気炉		0.5	5
3	亜鉛回収施設		1	10
4	アルミニウム合金製造施設		1	5
5	廃棄物焼却炉	4t/時以上	0.1	1
		2～4t/時	1	5
		2t/時未満	5	10

※ 既設施設

設置の工事がされているものを含み、廃棄物焼却炉（火格子面積が2㎡以上又は焼却能力が1時間当たり200kg以上のものに限る。）及び製鋼用電気炉にあつては、H9.12.2以降に設置の工事がされたものを除く。